

事業事前評価表

国際協力機構 モロッコ事務所

1. 案件名

国名： モロッコ王国
案件名： 和名 アフリカ交通人材育成プロジェクト
英名 The Project for Capacity Development of Human Resources in Transport Sector for African Countries
仏名 Projet de Développement des Capacités des Ressources Humaines dans le Secteur du Transport pour les Pays Africains

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における道路・港湾セクターにおける南南協力の現状と課題及び本事業の位置付け

モロッコ政府は南南協力を国の重要政策とし、現行憲法（2011年改正）前文において南南協力を強化する旨明記しており、これまで主にアフリカ諸国に対してモロッコでの研修受け入れ等の南南協力を推進している。

モロッコの道路・港湾分野においては、設備・運輸・ロジスティック・水省（METLE）が「国家ロジスティックス開発戦略」や「国家港湾戦略2030」といった政策文書を策定し、同文書に基づき道路・港湾を含む運輸インフラの整備及び同インフラの運営維持管理等に関する人材育成を実施している。特に近年、METLEは高速道路網の整備や国際貿易港の計画等も積極的に進めている。また、METLE傘下の道路・港湾関連政府機関は、これまで自国にて培ったインフラ整備、人材育成の経験を基にアフリカ諸国に対して南南協力を実施している。

しかしながら、モロッコの道路・港湾分野の南南協力では、定型的な研修は十分に行えるものの、必ずしも対象アフリカ諸国の実情や課題に即した協力を行うに至っていない。モロッコ政府が南南協力にて効果的な人材育成を行うためには、対象アフリカ諸国からの協力ニーズを的確に分析し、それに適合した協力を策定・実施し、次に効果を検証し、その後の支援内容に反映させるための能力が必要となっている。上記を踏まえ、METLEはより効果的な南南協力を展開するために、対象アフリカ諸国のニーズに合った人材育成の実施手法の強化について我が国に対して支援を要請してきた。さらに、METLEは同要請に当たり、JICAとの協力により研修の計画から評価等に至るプロセスの実践を通じた能力向上を必要としている。

他方、アフリカ諸国の道路・港湾セクターにおいて、道路・港湾インフラが

計画的に整備され、持続的に運営・維持管理がなされるために必要なインフラの設計、荷役機械の操作を含む運営・維持管理等に関する人材が不足しており、アフリカ諸国の人材育成ニーズが高い。例えば、セネガル、ブルキナファソ、ベナン、ガボン等では、特に高速道路を含む道路の設計、維持管理、港湾運営管理、関連機材操作に関する人材育成ニーズが確認されている。また、港湾分野では、セネガルにおけるダカール港拡張やガボンにおけるマユンバ深水港建設等の港湾開発が進んでいるものの、各国内の機関では荷役機械操縦技術等を習得する環境が十分整備されておらず、効率的な港湾運営のための荷役機械に関する技術ニーズが高い。さらに、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ブルキナファソに跨る地域にて JICA の協力で策定された「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン」(2018 年)でも、優先度の高いプロジェクトとして高速道路建設が挙げられているほか、実施機関の道路インフラ計画・建設・維持管理能力の向上が重視されている。

こうしたアフリカ諸国の人材育成ニーズに対応する上で、地理的近接性、言語等における共通性を有し、これまで日本との協力の実績が豊富なモロッコの道路・港湾関連機関と連携しつつ研修を行うことは、より効率的・効果的な人材育成を行うことに寄与する。

以上より、モロッコの道路・港湾セクターに係る実施機関の研修能力を高めながら、同機関の知見を活用しアフリカ諸国の同セクターに係る人材育成を図る本事業は、モロッコ政府の政策及びアフリカ諸国の人材育成ニーズに応えるものであり、実施の意義は高い。

(2) モロッコの南南・三角協力に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

日本政府は 2003 年にモロッコ政府と「アフリカにおける三角協力推進のための日本・モロッコ三角技術協力計画」を締結し、「南南協力の推進」を我が国の対モロッコ国別開発協力方針(2012 年)における重点分野としている。本事業はこうした日本政府の政策に合致する。

JICA は 1998 年より 20 年以上にわたり、水産、運輸交通、母子保健、水衛生等の分野において第三国研修を実施し、技術協力プロジェクトによる三角協力「仏語圏水産人材育成プロジェクト」(2015~2018 年)も実施している。また、「モロッコ王国国別分析ペーパー」(2014 年)にも明記されており、本事業は同方針・分析に合致する。

本事業は、開発に必要なインフラ構築及びその持続性を可能にするための人材育成という課題に対し、南南・三角協力というパートナーシップ構築により取り組むことから、持続可能な開発目標 (SDGs) のゴール 9「強靱なイ

ンフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進を図る」及びゴール 17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

イスラム開発銀行（IsDB）やベルギー開発庁は、農畜産業、母子保健、水衛生分野で主にアフリカ諸国を対象とした第三国研修・モロッコ政府の能力強化支援を実施。IsDB は研修プログラム形成・実施に係る資金・技術協力を実施。ベルギー開発庁は、「三角協力推進のための特別基金」をモロッコ中央銀行内に設立し、アフリカ諸国からの要請に応じて同資金を使った第三国研修を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、モロッコ政府のアフリカ対象国からの道路・港湾分野の人材育成ニーズに応えた効果的な研修計画立案・実施を支援することにより、南南協力研修実施能力を強化し、もって対象アフリカ諸国における道路・港湾セクター関係機関の係る開発・管理・運営能力の強化に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

モロッコ側実施機関の所在地であるラバト、スキラット及びカサブランカ。また、第三国研修の対象アフリカ諸国は以下の計 14 か国である。

ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、ジブチ、ガボン、ギニア、マダガスカル、モーリタニア（港湾のみ）、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、セネガル、トーゴ、チュニジア

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：モロッコ国及び対象アフリカ諸国における道路・高速道路・港湾関係機関

(4) 総事業費（日本側）

597 百万円

(5) 事業実施期間

2021 年 1 月～2024 年 6 月を予定（計 42 ヶ月）

(6) 事業実施体制

- 1) 実施機関：METLE、モロッコ高速道路（ADM）アカデミー、道路保守建設機械訓練所（IFEER）、港湾研修所（IFP）
- 2) 関係機関：国際協力庁（AMCI）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（計6名）（約43.8MMを想定）

道路分野：橋梁維持管理、道路維持管理、高速道路計画・管理

港湾分野：港湾管理・運営、荷役機械

その他：業務調整／モニタリング・評価

※尚、上記専門家の業務実施内容に第三国研修実施を含む。

- ② 国別研修の実施

- ③ 研修用機材供与：道路橋梁点検機材、建設機械の操作シミュレーター、荷役機械の操作シミュレーター等

2) モロッコ側

- ① カウンターパート（C/P）の配置

- ② ADM アカデミー、IFEER、IFP の研修施設及び専門家（講師）の提供

- ③ 各実施機関におけるプロジェクトオフィスの提供

- ④ その他（C/P用の国内交通費等）

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ① 三角協力に関しては、過去特に運輸交通分野で実施した第三国研修、技術協力「三角協力体制強化（個別専門家）（2014～2016年）」及び「仏語圏アフリカ水産人材育成プロジェクト（2015～2018年）」にて醸成した関係機関における経験や知見を本事業にて活用する。

- ② 道路分野に関しては、無償資金協力「道路保守建設機械訓練所（IFEER）建設計画（1992年）」、「道路保守建設機械訓練所（IFEER）機材整備計画（2005年）」、技術協力「道路保守建設機械訓練センター（IFEER）プロジェクト（1992～1997年）」、第三国研修「道路保守管理（フェーズ1～フェーズ4）（1999～2014年）」といった協力を通じてモロッコ側関係機関にて育成された人材や蓄積された知見等を本事業に活用する。このほか、モロッコにおける道路（高速道路含む）整備に関する円借款事業（1995年から2011年ま

で計9件を承諾)の整備・維持管理に関する経験や知見等も活用する。さらに、本事業では民間技術普及促進事業「特殊高所技術を用いた構造物点検技術普及促進事業(2016~2017年)」を通じてモロッコ側関係機関に紹介された本邦企業の技術等も活用する。

- ③港湾分野に関しては、第三国研修「海事教育(2000~2004年)、港湾運営管理(2013~2015年)」を通じてモロッコ側関係機関に蓄積された知見を本事業に活用する。

2) 他援助機関等の援助活動

直接的に連携する個別案件は想定されていないが、他ドナー(IsDBやベルギー開発庁等)とモロッコ実施機関の能力向上について検討する予定。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類(A,B,Cを記載): C

②カテゴリ分類の根拠:「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる交通セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

③環境認可 特になし

④汚染対策 特になし

⑤自然環境面 特になし

⑥社会環境面 特になし

⑦その他・モニタリング 特になし

2) ジェンダー分類:【対象外】■GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>本事業では、ジェンダー主流化ニーズが調査・確認されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組を実施するに至らなかったため。一方で、モロッコのカウンターパート機関職員への技術移転、及び対象アフリカ諸国に対する研修実施に際し、職員・参加者の男女比率に留意すると共に、ジェンダーバランスに関するカウンターの意向の有無の確認及び働きかけを行う。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標と指標

| | |
|------|---|
| 上位目標 | 対象アフリカ諸国における関係機関の道路・高速道路・港湾の開発・管理・運営能力が、日本、モロッコ及び対象アフリカ諸国との三角協力により強化される |
| 指標 | 人材育成関連活動に参加をした研修員のうち X%以上が講師やセミナー開催者となり、技術的マニュアルを作成する |

(2) プロジェクト目標と指標

| | |
|----------|---|
| プロジェクト目標 | 日本、モロッコ及び対象アフリカ諸国との三角協力により、対象アフリカ諸国における道路・高速道路・港湾セクターの人材育成に関するモロッコ実施機関の能力が強化される |
| 指標 1 | 対象アフリカ諸国の機関からの研修員の研修に対する満足度が X%以上になる |
| 指標 2 | 研修員の日常業務における能力レベルが向上する |

(3) 成果

| | |
|------|---|
| 成果 1 | 対象アフリカ諸国の人材育成に関する ADM アカデミーのマネジメント（管理・運営）及び教授能力が向上する |
| 成果 2 | 対象アフリカ諸国の人材育成に関する IFEER のマネジメント（管理・運営）及び教授能力が向上する |
| 成果 3 | 対象アフリカ諸国の人材育成に関する IFP のマネジメント（管理・運営）及び教授能力が向上する |
| 成果 4 | 道路・港湾セクターにおける人材育成のための南南協力戦略文書がモロッコ政府内、対象アフリカ諸国、日本及び国際関係機関に共有される |

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

モロッコ、日本、対象アフリカ諸国間の外交関係が本事業に影響を与えるレベルまで大きく変化しない。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

- ・ プロジェクト実施に必要な投入がモロッコ関係機関により行われる。
- ・ 研修を受講した対象アフリカ諸国の研修員が継続して所属元機関で勤務する。

- ・ 2019-2020 年冬以来の新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響で、本事業実施中にモロッコ・日本・対象国間での渡航の制限が続く可能性があるが、その状況でも事業活動、特に各種研修の実施が、モロッコ側・日本側・アフリカ対象国側の合意・実施方法工夫のもと可能となる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

技術協力プロジェクト「仏語圏アフリカ水産人材育成プロジェクト」業務完了報告書からは、以下の点が教訓として指摘されている。

- ・ モロッコ人専門家を研修対象アフリカ諸国に派遣して当該国の事情を把握する機会を提供する、または対象国側でのフォローアップ研修を行うことが、アフリカ諸国のニーズに即した技術指導ができる人材を育成していく上で重要。

(2) 本事業への教訓

アフリカ対象国の現状や研修効果を把握し、実態に即した研修内容を企画することや研修員の実践状況のフォローアップ等を目的として、モロッコ人講師を対象国に派遣する等の活動を行い、併せてモロッコ側実施機関の能力強化を図る。

7. 評価結果

本事業は、モロッコの開発課題や開発政策、我が国及び JICA の協力方針・分析と合致しており、計画の適切性が認められるとともに、対象アフリカ諸国のニーズにも合致し、且つインフラ開発・持続性のための人材育成及びパートナーシップ構築に資するものであり、SDGs のゴール 9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化（工業化）の促進及びイノベーションの推進を図る」及びゴール 17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献することが考えられる。よって事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

専門家着任後開始 3 ヶ月：ベースライン調査

事業終了 3 年後：事後評価

以 上